

平成 30 年建築設備士試験の案内

平成 30 年 2 月
公益財団法人 建築技術教育普及センター

建築設備士試験（登録学科試験及び登録設計製図試験）は、建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた公益財団法人建築技術教育普及センターが実施しているものです。

建築設備士制度は、建築設備の高度化、複雑化が進みつつある中で、建築設備に係る設計及び工事監理においてもこれに的確に対応するために、昭和 58 年 5 月、建築士法の改正時に創設されました。

建築設備士は、建築士法第 2 条第 5 項において、その名称と定義が規定されています。

また、同法第 18 条第 4 項においては、建築士が延べ面積 2,000 ㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合には、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならないとされ、第 20 条第 5 項においては、建築士が、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならないとされています。

建築設備士は、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、高度化、複雑化した建築設備の設計及び工事監理に関する適切なアドバイスを行える資格者として位置付けられています。

1. 受験資格

下記の区分のいずれかに該当する方は受験資格があります。

区分	条件	学 歴 、 資 格 等		建築設備に関する 実務経験年数
		最 終 卒 業 学 校 又 は 資 格	課 程	
学 歴 + 実 務	(一)	大学(新制大学、旧制大学)	正規の建築、機械、電気又はこれらと同等と認められる類いの課程	卒業後 2 年以上
	(二)	短期大学※、高等専門学校、旧専門学校	〃	〃 4 年以上
	(三)	高等学校、旧中等学校	〃	〃 6 年以上
	(四)	イ 専修学校(専門課程) (修業年限が 4 年以上、かつ、120 単位以上を修了した者に限る。)	〃	〃 2 年以上
		ロ イに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程) (修業年限が 2 年以上、かつ、60 単位以上を修了した者に限る。)	〃	4 年以上
		ハ イ・ロに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程)	〃	〃 6 年以上
	(五)	イ 職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校 (総合課程、応用課程又は長期課程)	〃	〃 2 年以上
		ロ 職業訓練大学校(長期指導員訓練課程又は長期課程)		
	(六)	イ 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業 能力開発短期大学校 (特定専門課程又は専門課程)	〃	〃 4 年以上
		ロ 職業訓練短期大学校 (特別高等訓練課程、専門訓練課程又は専門課程)		
	(七)	イ 高等学校を卒業した後、職業能力開発校、職業能力開発 促進センター又は障害者職業能力開発校 (普通課程)	〃	修了後 6 年以上
		ロ 高等学校を卒業した後、職業訓練施設(職業訓練短期大学 校を除く。)(高等訓練課程、普通訓練課程又は普通課程)		
資 格 + 実 務	(八)	イ 一級建築士		2 年以上 (資格取得の前後 を問わず、通算 の実務経験年数)
		ロ 一級電気工事施工管理技士		
		ハ 一級管工事施工管理技士		
		ニ 空気調和・衛生工学会設備士		
		ホ 第 1 種、第 2 種又は第 3 種電気主任技術者		
実務のみ	(九)	建築設備に関する実務の経験のみの者		9 年以上
一	(十)	区分(一)から(九)までと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者		

※平成 31 年度以降に創設される専門職大学の前期課程(正規の建築、機械、電気又はこれらと同等と認められる類いの課程に限る。)の修了者は、短期大学の卒業者と同等の扱いとして、4 年以上の建築設備に関する実務経験により受験できるようになります。
なお、専門職大学及び専門職短期大学の卒業者については、従来の大学及び短期大学の卒業者と同一扱いとなります。

(1) 受験資格に関する学校の課程について

① 認められている課程

建築(学)(工学)科、建築設備(学)(工学)科、設備工業科、設備システム科、建築設計科、建築設備設計科、建設(学)(工学)科[建築(学)コースに限る]、
機械(学)(工学)科、生産機械工学科、精密機械工学科、応用機械工学科、動力機械工学科、機械システム工学科、機械(・)電気工学科、
電気(学)(工学)科、電子(学)(工学)科、電気(・)電子工学科、電気システム工学科、電子システム工学科、電気電子システム工学科、電気(・)機械工学科、電子(・)機械工学科、電気通信工学科、電子通信工学科、通信工学科
(「建築第 2 学科」等の第 2 学科を含む)

② 個々に認める課程

上記①の認められている課程と 1 文字でも違う課程については、申込者ごとに提出された成績証明書又は単位取得証明書により、一定の科目を履修していることが確認できたものを認めます。[建築都市学科、環境システム工学科、電気電子情報工学科等の学科についても、成績証明書又は単位取得証明書の提出が必要になります。]

(2) 建築設備に関する実務経験について

実務経験として認められるもの	・設計事務所、設備工事会社、建設会社、維持管理会社等での建築設備の設計・工事監理（その補助を含む）、施工管理、積算、維持管理（保全、改修を伴うものに限る）の業務 ・官公庁での建築設備の行政、営繕業務 ・大学、工業高校等での建築設備の教育 ・大学院、研究所等での建築設備の研究（研究テーマの明示を必要とします） ・設備機器製造会社等での建築設備システムの設計業務
実務経験として認められないもの	・建築物の設計・工事監理、施工管理等を行っていたが、このうち建築設備に関する業務に直接携わっていなかった場合 ・単なる作業員としての建築設備に関する業務（設計図書のトレース、計器類の監視・記録、機器類の運転、その他工事施工における単純労働等）

2. 試験のスケジュール

(1) 試験日及び時間割

試験の区分	試験日	時間割	
「第一次試験」 (学 科)	6月17日(日)	9:45～10:00(15分)	注意事項等説明
		10:00～13:00(3時間)	建築一般知識、建築法規
		13:00～14:00(1時間)	休 憩
		14:00～14:10(10分)	注意事項等説明
		14:10～17:10(3時間)	建築設備
「第二次試験」 (設計製図)	8月26日(日)	10:45～11:00(15分)	注意事項等説明
		11:00～16:30(5時間30分)	建築設備基本計画、建築設備基本設計製図

※ 平成29年の試験の「第一次試験」(学科)に合格している場合、本人からの申請により平成30年の試験の「第一次試験」(学科)が免除されます。

(2) 試験地

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、福岡市及び沖縄県※

※ 沖縄県については、「第一次試験」(学科)のみ実施します。また、沖縄県で「第一次試験」(学科)を受けた受験者については、原則として、「第二次試験」(設計製図)の試験地を福岡市とします。

(3) 合格者の発表

「第一次試験」(学科)……平成30年 8月2日(木)頃
「第二次試験」(設計製図)…平成30年11月8日(木)頃

3. 受験申込書の受付等

(1) 受験申込関係書類(受験申込書一式、受験総合案内書等のセット)の頒布

- ① 頒布期間 平成30年2月26日(月)～3月30日(金) (ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)
- ② 頒布時間 午前9時30分～午後4時30分(ただし、3月30日については午後3時まで。)
- ③ 頒布場所 別表(4頁)参照 ※郵送希望を含む。
- ④ 頒布価格 1セット 1,080円(本体1,000円)

(2) 受験申込書の受付

- ① 受付期間 平成30年3月5日(月)～3月30日(金) ※「第一次試験」(学科)免除の場合も同様
 - ② 受付場所 (公財)建築技術教育普及センター 本部
 - ③ 申込方法 上記②の受付場所へ簡易書留による郵送(締切日の消印のあるものまで有効)
- (3) 受験手数料 35,640円(うち消費税額2,640円)

4. 受験申込に必要な書類

- (1) 受験申込書—I・II(所定の用紙)
- (2) 写 真(縦4.5cm、横3.5cm×2枚)
- (3) 受験資格を証明する書類

① 「第一次試験」(学科)から受験する場合

受験資格の区分	必要な受験資格を証明する書類
学歴+実務による受験	認められている課程 — 卒業証明書(卒業証書の写しは不可) 個々に認める課程 — 卒業証明書(卒業証書の写しは不可)及び成績証明書又は単位取得証明書
資格+実務による受験	各資格の証明書等の写し〔一級建築士(免許証)、一級電気工事・管工事施工管理技士(検定合格証明書)、第1種・第2種・第3種電気主任技術者(免状)〕 ただし、空気調和・衛生工学会設備士については、「設備士資格検定試験合格証明書」(「空調部門」又は「衛生部門」のいずれか一つ)が必要です。
実務のみによる受験	証明書等は必要ありません。

※ 平成29年以前に受験した場合、平成29年以前の実験票の提出により上記の証明書等は省略できます。

② 「第二次試験」(設計製図)から受験する場合

平成29年建築設備士試験「第一次試験」(学科)合格証書の写し

(4) 受験特別措置に関する書類

身体に障がいがあるため、受験に際し、特に何らかの措置(座席の配慮、試験時間の延長等)を希望される方は、障がいの程度を証明する書類等が必要となりますので、当センター本部にお問い合わせ下さい。

受験申込において、虚偽の申請等の不正行為が発覚した場合、合格の取消し(合格していた場合)、その他一定期間の受験禁止等の処分が行われますので、不正行為は絶対に行わないでください。

〈 建築設備士の活用等の状況 〉

■ 建築士試験の受験資格

「建築設備士」は、二級建築士については実務経験なしで、一級建築士については4年以上の実務経験を有することで、受験資格が付与されます。

■ 設備設計一級建築士講習の受講資格

- ① 講習の受講資格となる実務経験について、「建築設備士」として建築設備の設計・工事監理の際に建築士に意見を述べる業務を行っている場合は、一級建築士となる前に行った当該業務も実務経験と認められます。
- ② 講習の講義及び修了考査において、「建築設備士」は、「建築設備に関する科目」が免除されます。

■ 登録建築設備検査員講習、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習の受講資格等

「建築設備士」は、登録建築設備検査員講習については受講資格が付与されるとともに受講科目のうち「建築設備定期検査制度総論」や「建築学概論」をはじめとする8科目が免除され、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習については受講科目のうち「建築学概論」が免除されます。

■ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(略称「建築物省エネ法」)関係

「建築設備士」は、建築物省エネ法に基づく登録適合性判定員講習について、受講資格が付与されます。

■ 建築士法関係

建築士事務所の開設者が設計受託契約・工事監理受託契約を締結しようとするとき又は締結したときに交付すべき書面に記載する事項として、業務に従事する「建築設備士」の氏名が規定されています。

■ 建築基準法関係

- ① 東京都及び大阪府においては、行政指導により、「建築設備士」の記入欄が設けられている「建築設備工事監理(状況)報告書」を工事完了時まで提出することとされています。
- ② 「確認申請書」、「完了検査申請書」及び「中間検査申請書」において、建築士が建築設備の設計・工事監理の際に意見を聴いた「建築設備士」の記入欄が設けられています。

■ 建設業法関係

「建築設備士」は所定の実務経験(1年以上)を有することにより、電気工事業、管工事業のそれぞれについて、次の①～③の事項の対象となる資格となっています。

- ① 一般建設業の許可の基準における専任技術者(営業所ごとに必置の専任の技術者)
- ② 主任技術者(工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者)
- ③ 経営事項審査の技術力評価における評点各1点の付与

■ 消防法関係

「建築設備士」は、防火対象物点検資格者講習について、5年以上の実務経験を有する場合、受講資格が付与されます。

■ 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(略称「グリーン購入法」)関係

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の中で、国、独立行政法人等が、「省エネルギー診断」の調達を実施する際の判断基準となる技術資格の一つに「建築設備士」が定められています。

■ 公共建築設計者情報システムにおける活用

(一社)公共建築協会の公共建築設計者情報システムは、建築設計業務(意匠・構造・設備等設計業務)及び公共住宅等の団地計画等を行う設計事務所等の情報をデータベース化し、国土交通省・地方公共団体等の公共発注機関でその情報を利用し、円滑、かつ、公正な受託者選定を支援するシステムです。このシステムの専門別人数等の情報において、「建築設備士」の人数等を入力することとされています。

■ 建設コンサルタント業務競争参加資格審査における活用

- ① 国土交通省(旧建設省)測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査において、建築関係建設コンサルタント業務の審査対象となる資格として「建築設備士」が掲げられており、有資格者数の点数算定では一級建築士と同様に5点が付与されています。
- ② その他の機関の申請書においても、「建築設備士(旧建設省告示名称:建築設備資格者)」の人数を記入する欄が設けられているものがあります。

■ E S C O事業における活用

行政機関等において「E S C O事業」を導入するに当たり、設計役割を担う応募者の有すべき資格の一つとして「建築設備士」を定めた実績があります。

公益財団法人 建築技術教育普及センター				
本部・支部名	〒	所 在 地	電 話	
本 部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル	03(6261)3310
北 海 道 支 部	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11	大五ビル	011(221)3150
東 北 支 部	980-0824	仙台市青葉区支倉町 2-48	宮城県建設産業会館	022(223)3245
関 東 支 部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル	03(6261)3318
東 海 北 陸 支 部	460-0008	名古屋市中区栄 4-3-26	昭和ビル	052(261)6816
近 畿 支 部	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31	OMM	06(6942)2214
中 国 四 国 支 部	730-0051	広島市中区大手町 2-11-15	新大手町ビル	082(245)8055
九 州 支 部	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-9-1	東福第2ビル	092(471)6310

インターネットホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)で制度案内、受験・資格に関する情報を提供しています。

平成 30 年建築設備士試験の受験申込関係書類頒布場所

(3 頁の(公財)建築技術教育普及センター各支部の他、下記の場所で頒布されます。)

都道府県	頒布場所	電 話	所 在 地
北海道	(一社)北海道建築設備士協会 (一社)北海道建築設備士協会 (一社)北海道建築設備士協会	011(271)2932 011(621)4106 011(219)1090	札幌市中央区北 1 条東 3-1-1 札幌市中央区北 4 条西 19-1-1 札幌市中央区南 2 条東 3-10-7
青森	(一社)青森県建築設備士協会 (一社)青森県建築設備士協会 (一社)青森県建築設備士協会	017(734)3368 019(656)3255 019(651)9029	青森市本町 4-3-16 盛岡市下田 48-44 盛岡市馬場町 32-61
宮城	(一社)宮城県建築設備士協会 (一社)宮城県建築設備士協会 (一社)宮城県建築設備士協会	019(651)5399 022(225)0520 022(239)6711	仙台市青葉区大町 2-2-25 仙台市宮城野区駒町 4-3-33 仙台市山王 3-1-7
秋田	(一社)秋田県建築設備士協会 (一社)秋田県建築設備士協会 (一社)秋田県建築設備士協会	018(824)7761 018(835)5151 018(863)7156	秋田市山王 3-1-7 秋田市山王 3-1-7 秋田市山王 3-1-7
山形	(一社)山形県建築設備士協会 (一社)山形県建築設備士協会 (一社)山形県建築設備士協会	023(645)4301 023(641)6465 024(533)6226	山形市南石 57-2 山形市早乙女 9-3 福島市松浪町 9-6
福島	(一社)福島県建築設備士協会 (一社)福島県建築設備士協会 (一社)福島県建築設備士協会	024(526)2036 024(525)5830 029(305)7301	福島市五老内町 2-10 福島市五老内町 1754-4 福島市大町 997-1
茨城	(一社)茨城県建築設備士協会 (一社)茨城県建築設備士協会 (一社)茨城県建築設備士協会	029(240)5617 029(243)8844 028(666)8591	水戸市大町 978-30 宇都宮市東町 1958-1 宇都宮市平出工業団地 44-28
栃木	(一社)栃木県建築設備士協会 (一社)栃木県建築設備士協会 (一社)栃木県建築設備士協会	028(663)5600 027(221)9062 027(251)0332	宇都宮市平出工業団地 44-28 宇都宮市大町 2-18-6 宇都宮市大友町 2-29-21
群馬	(一社)群馬県建築設備士協会 (一社)群馬県建築設備士協会 (一社)群馬県建築設備士協会	048(864)0385 048(855)4111 048(864)1429	前橋市大町 2-18-6 さいたま市南区鹿手袋 4-1-7 さいたま市中央区下落合 4-8-10
千葉	(一社)千葉県建築設備士協会 (一社)千葉県建築設備士協会 (一社)千葉県建築設備士協会	043(246)7381 043(246)7395 03(5408)0063	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉市中央区中央港 1-13-1
東京	(一社)東京都建築設備士協会 (一社)東京都建築設備士協会 (一社)東京都建築設備士協会	03(5408)0063 03(3553)6711 03(5276)1381	東京都港区新橋 6-9-6 東京都中央区新富 2-2-7 東京都千代田区三崎町 3-10-2
神奈川	(一社)神奈川県建築設備士協会 (一社)神奈川県建築設備士協会 (一社)神奈川県建築設備士協会	03(6447)0595 045(651)4271 045(201)9536	東京都港区元赤坂 1-7-8 横浜市中区長者町 4-9-3 横浜市中区海岸通 4-18
山梨	(一社)山梨県建築設備士協会 (一社)山梨県建築設備士協会 (一社)山梨県建築設備士協会	055(232)4144 055(276)9777 026(234)3528	甲府市住吉 4-4-17 甲府市西八幡 1719-4 長野市大字鶴賀字流 2088-1
長野	(一社)長野県建築設備士協会 (一社)長野県建築設備士協会 (一社)長野県建築設備士協会	026(226)3778 025(232)8080 025(265)8668	長野市緑町 1605-14 長野市中央区白山浦 1-614 長野市中央区白山浦 1-614-5
新潟	(一社)新潟県建築設備士協会 (一社)新潟県建築設備士協会 (一社)新潟県建築設備士協会	025(231)5330 054(281)7158 054(286)2338	新潟市中央区白山浦 1-614 新潟市中央区白山浦 1-614 新潟市中央区白山浦 1-614
静岡	(一社)静岡県建築設備士協会 (一社)静岡県建築設備士協会 (一社)静岡県建築設備士協会	052(242)1753 052(253)7837 058(264)1524	静岡市駿河区泉町 3-3 静岡市駿河区泉町 3-3 静岡市駿河区泉町 3-3
愛知	(一社)愛知県建築設備士協会 (一社)愛知県建築設備士協会 (一社)愛知県建築設備士協会	052(242)1753 052(253)7837 058(264)1524	名古屋市市中区大須 4-10-32 名古屋市市中区錦 1-7-31 岐阜市住江町 1-19
岐阜	(一社)岐阜県建築設備士協会 (一社)岐阜県建築設備士協会 (一社)岐阜県建築設備士協会	058(264)1524 058(246)2262 058(233)5301	岐阜市住江町 1-19 岐阜市折年町 8-7 岐阜市早田栄町 2-16
三重	(一社)三重県建築設備士協会 (一社)三重県建築設備士協会 (一社)三重県建築設備士協会	059(353)7065 059(228)6130 059(232)1290	四日市市元新町 4-7 津市高州町 13-34 津市夢が丘 1-41-8
富山	(一社)富山県建築設備士協会 (一社)富山県建築設備士協会 (一社)富山県建築設備士協会	076(431)9229 076(422)8800 076(481)6100	富山県安養坊 86-4 富山県安養坊 718 富山県小中 269
石川	(一社)石川県建築設備士協会 (一社)石川県建築設備士協会 (一社)石川県建築設備士協会	076(422)8800 076(481)6100 076(243)5121	金沢市西泉 5-93 福井市御幸 3-10-15 福井市南四ツ居 1-1-9
福井	(一社)福井県建築設備士協会 (一社)福井県建築設備士協会 (一社)福井県建築設備士協会	0776(27)5388 0776(54)1301 0776(35)1544	福井市御幸 3-10-15 福井市南四ツ居 1-1-9 福井市花堂 2-411
滋賀	(一社)滋賀県建築設備士協会 (一社)滋賀県建築設備士協会 (一社)滋賀県建築設備士協会	077(543)4588 075(314)3319 075(771)7281	大津市大江 7-7-37 京都市右京区西院東中水町 17 京都市左京区岡崎門勝寺町 2-4
京都	(一社)京都市建築設備士協会 (一社)京都市建築設備士協会 (一社)京都市建築設備士協会	06(6312)1895 06(6271)0175 06(6245)9487	京都市北区野崎町 9-8 京都市中央区安土町 1-7-20 京都市中央区東心斎橋 1-3-10
大阪	(一社)大阪府建築設備士協会 (一社)大阪府建築設備士協会 (一社)大阪府建築設備士協会	078(222)0365 078(742)8401 0742(33)2881	大阪市中央区琴緒町 5-5-13 神戸市中央区須磨寺町 2-4-12 神戸市法華寺町 212-3
兵庫	(一社)兵庫県建築設備士協会 (一社)兵庫県建築設備士協会 (一社)兵庫県建築設備士協会	073(451)5614 0857(24)9213 0857(26)9355	神戸市須磨寺町 2-4-12 和歌山市孤島 611-24 鳥取市松並町 2-160
奈良	(一社)奈良県建築設備士協会 (一社)奈良県建築設備士協会 (一社)奈良県建築設備士協会	0857(26)9355 0852(26)0459 0852(24)5018	鳥取市松並町 2-160 松江市南田町 125-45 松江市学園南 2-20-8
和歌山	(一社)和歌山県建築設備士協会 (一社)和歌山県建築設備士協会 (一社)和歌山県建築設備士協会	0853(24)0490 086(244)4838 086(222)4311	出雲市知井宮町 237-9 岡山市南区西市 430 岡山市北区東古松 5-5-23
鳥取	(一社)鳥取県建築設備士協会 (一社)鳥取県建築設備士協会 (一社)鳥取県建築設備士協会	0857(26)9355 0852(26)0459 0852(24)5018	岡山市北区東古松 5-5-23 広島市中区大手町 3-8-22 広島市中区舟入幸町 24-1
岡山	(一社)岡山県建築設備士協会 (一社)岡山県建築設備士協会 (一社)岡山県建築設備士協会	0853(24)0490 086(244)4838 086(222)4311	広島市中区舟入幸町 24-1 山口市小郡下郷 793-3 山口市吉敷下東 2-1-3
広島	(一社)広島県建築設備士協会 (一社)広島県建築設備士協会 (一社)広島県建築設備士協会	083(973)0886 083(922)5963 088(622)8241	山口市小郡下郷 793-3 山口市吉敷下東 2-1-3 徳島市万代町 5-71-3
山口	(一社)山口県建築設備士協会 (一社)山口県建築設備士協会 (一社)山口県建築設備士協会	088(622)8241 088(653)1677 087(863)4130	徳島市万代町 5-71-3 徳島市幸町 1-12 高松市天神前 3-11
徳島	(一社)徳島県建築設備士協会 (一社)徳島県建築設備士協会 (一社)徳島県建築設備士協会	087(863)4130 089(931)5598 089(945)8130	高松市天神前 3-11 松山市二番町 4-6-4 松山市宮田町 188-8
香川	(一社)香川県建築設備士協会 (一社)香川県建築設備士協会 (一社)香川県建築設備士協会	089(931)5598 089(945)8130 088(833)0559	松山市二番町 4-6-4 松山市宮田町 188-8 高松市大原町 87-8
愛媛	(一社)愛媛県建築設備士協会 (一社)愛媛県建築設備士協会 (一社)愛媛県建築設備士協会	089(945)8130 088(833)0559 092(521)6475	松山市宮田町 188-8 高松市大原町 87-8 福岡市中央区平尾 2-14-10
高松	(一社)高松市建築設備士協会 (一社)高松市建築設備士協会 (一社)高松市建築設備士協会	092(521)6475 092(781)3066 092(713)5188	福岡市中央区平尾 2-14-10 福岡市中央区天神 2-9-29 福岡市中央区天神 2-3-10
福岡	(一社)福岡県建築設備士協会 (一社)福岡県建築設備士協会 (一社)福岡県建築設備士協会	092(713)5188 0952(32)3100 095(824)1011	福岡市中央区天神 2-3-10 福岡市中央区天神 2-3-10 佐賀市卸本町 3-30
佐賀	(一社)佐賀県建築設備士協会 (一社)佐賀県建築設備士協会 (一社)佐賀県建築設備士協会	0952(32)3100 095(824)1011 095(848)5704	佐賀市卸本町 3-30 佐賀市卸本町 3-30 長崎市古町 54
熊本	(一社)熊本県建築設備士協会 (一社)熊本県建築設備士協会 (一社)熊本県建築設備士協会	095(848)5704 096(383)0215 096(288)1731	長崎市古町 54 熊本市中央区水前寺公園 16-40 熊本市中央区本庄 6-2-2
大分	(一社)大分県建築設備士協会 (一社)大分県建築設備士協会 (一社)大分県建築設備士協会	097(551)1637 0985(71)6603 0985(20)1359	大分市大洲西 1-3-5 大分市下原町 256 宮崎市鶴島 1-7-12
宮崎	(一社)宮崎県建築設備士協会 (一社)宮崎県建築設備士協会 (一社)宮崎県建築設備士協会	0985(71)6603 0985(20)1359 099(257)3877	宮崎市鶴島 1-7-12 鹿児島市与次郎 1-3-11 鹿児島市草牟田 2-6-14
鹿児島	(一社)鹿児島県建築設備士協会 (一社)鹿児島県建築設備士協会 (一社)鹿児島県建築設備士協会	099(257)3877 099(813)7922 098(870)5500	鹿児島市与次郎 1-3-11 鹿児島市草牟田 2-6-14 浦添市西原 1-4-26
沖縄	(一社)沖縄県建築設備士協会 (一社)沖縄県建築設備士協会 (一社)沖縄県建築設備士協会	099(813)7922 098(870)5500 098(870)5500	浦添市西原 1-4-26 浦添市西原 1-4-26 浦添市西原 1-4-26

■ 郵送を希望の場合

請求先	電 話	所 在 地
(公財)建築技術教育普及センター本部※	03(6261)3310	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル
(一社)建築設備技術者協会※	03(5408)0063	〒105-0004 東京都港区新橋 6-9-6 12 東洋海事ビル 7F
(一社)日本設備設計事務所協会連合会	03(5276)1381	〒101-0061 東京都千代田区三崎町 3-10-2 みさき BLD3F
(一社)日本電設工業協会※	03(5413)2161	〒107-8381 東京都港区元赤坂 1-7-8 東京電業会館 4F

・現金 1,080 円と切手 530 円(郵送料)、郵便番号、住所、氏名を記入した返信用宛名ラベル(横書き、8 cm×4 cm 程度の大きさ)を同封の上、現金書留でご請求下さい。その際、封筒表面の余白に「建築設備士試験申込書請求」と明記して下さい。

※上記の他に郵便振込みにより購入する方法もございます。詳しくは各団体のホームページをご覧ください。